



『(2) 会社法施行後の有限会社』

会社法の施行に伴い有限会社法は廃止されました。よって、この先、有限会社を設立することはできません。

では、会社法が施行される前に設立されていた有限会社は、会社法施行後どうなるのかというと、結論から言えば、会社法の規定による株式会社として存続することができます。

法律的には株式会社となるため、会社法の規定の適用を受けることとなりますが、実質的には旧有限会社とほぼ同様の規律を受ける会社として存続できるように整備法が設けられています。商号中には「有限会社」という文字を用いなければならず、このような「有限会社という名前のついた株式会社」を「特例有限会社」と呼びます。

この整備法には期限がついていないので、旧有限会社は特例有限会社としてずっと存続することができますが、次の手続きをすることにより、会社法の下で通常の株式会社に移行することもできます。

- (1) 定款を変更して、その商号中に「株式会社」という文字を用いる商号の変更をする。
- (2) 上記(1)の定款変更の株主総会決議から、本店所在地においては2週間以内に、支店所在地においては3週間以内に次の登記をする。
 - ① 特例有限会社についての解散登記
 - ② 商号変更後の株式会社についての設立登記

会社法において株式会社の取締役は最低1人となったので、取締役が1人の特例有限会社が、機関設計はそのままに商号の変更のみで株式会社への移行を行った場合、取締役会非設置会社となります。

取締役会非設置会社は、特例有限会社と近いものではありませんが、異なる点も少なくありません。以下に主な相違点を表にまとめましたが、これらを検討して、特例有限会社のままか、株式会社に移行するかを判断することになります。

項目	特例有限会社	株式会社(取締役会非設置会社)
総会特別決議の成立要件	総株主の半数以上であって、その株主の議決権の4分の3	株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席したその株主の議決権の3分の2
取締役の任期	なし	原則2年 定款により、10年まで伸長可
監査役を設置	任意	任意(会計監査人設置会社は必要)
監査役任期	なし	原則4年 定款により、10年まで伸長可
会計参与の設置	不可	可
会計監査人の設置	不可	可(大会社は必要)
決算公告	不要	必要